

第1部 総論

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成24年度に障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく「障害者計画」として「第2期三朝町障がい者計画（平成24年度～平成29年度）」を、平成27年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「第4期三朝町障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）」「第5期三朝町障がい福祉計画（平成30年度～令和2年度）」及び「第6期三朝町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障がい福祉関連施策を推進してきました。

障がい者の社会参加やまちづくり等、総合的・中長期的な「市町村障害者計画」に対し、「市町村障害福祉計画」は、障害福祉サービスの実施計画的なものとして位置づけられています。また、平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、平成30年度から、国の基本指針に即して「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務付けられたため、「第1期三朝町障がい児福祉計画（平成30年度～令和2年度）」及び「第2期三朝町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の計画的な推進を図ってきました。

このたびは、令和5年度に計画期間が終了となる3計画について、前計画を検証するとともに、新たに令和6年度から令和11年度までの基本計画となる「第4期三朝町障がい者計画」を策定し、この計画に基づき、令和6年度からの3年間を計画期間とした次の2つの計画を策定し、引き続き障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の計画的な推進を図ることとします。

①第7期三朝町障がい福祉計画

この計画は、障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に提供できるように、具体的な数値目標や必要量の見込などを定めた計画です。

現在策定されている第6期の障がい福祉計画を見直し、新たに第7期の計画を策定しました。

②第3期三朝町障がい児福祉計画

この計画は児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害児通所支援施設等の提供体制の確保や具体的な見込量を定めた計画で、「障がい福祉計画（第7期）」と一体的に策定しました。

2. 計画の位置づけ

市町村障害者計画・市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画について

「市町村障害者計画」

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定される福祉・教育・保健・医療・雇用などの関連施策が連携し、地域における障がい者の暮らしの基盤を整備する中長期の計画

「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定される障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりや、サービス等を確保するための方策などを示す実施計画

市町村障害福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の 3 点です。

①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

③各年度における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定される障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保やその円滑な実施に関する計画

市町村障害児福祉計画に盛り込む事項は、大きく次の 2 点です。

①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項

②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害者基本法（抄）

第9条 略

2 略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抄）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

児童福祉法（抄）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としています。

なお、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に係る実施計画部分）は、3年を1期として策定することとされています。これまでの実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを「第7期三朝町障がい福祉計画」及び「第3期三朝町障がい児福祉計画」とします。また、上記の期間中においても、必要が生じれば見直しを行います。

第4期三朝町障がい者計画					
第7期三朝町障がい福祉計画		第8期三朝町障がい福祉計画			
第3期三朝町障がい児福祉計画		第4期三朝町障がい児福祉計画			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
令和6年度～令和11年度					
		令和8年度見直し			

4. 計画の構成

本計画は「三朝町障がい者計画」と「三朝町障がい福祉計画」、「三朝町障がい児福祉計画」の3計画で構成され、各計画の趣旨は下記のとおりとなります。

三朝町障がい者計画

障がい者の施策全般にわたる基本的事項を定める。

三朝町障がい福祉計画

障害福祉サービス等の今後の年間見込量を定める。

三朝町障がい児福祉計画

障害児通所支援等の今後の年間見込量を定める。

三朝町障がい福祉施策の推進

5. 計画の背景（障がい者施策の動向）

わが国の障がい者施策は、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、以後着実に進展を遂げてきています。特に、平成 15 年の「支援費制度導入」、平成 18 年の「障害者自立支援法の施行」、平成 24 年の「障害者総合支援法の施行」など、障がいのある方々の自立と社会参加を促進するための制度的な取り組みが、大きく変化してきたことから、それら制度改正動向を整理します。

◆ 支援費制度の開始

平成 12 年の社会福祉基本構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から開始されました。

◆ 障害者基本計画及び重点施策実施 5 か年計画のスタート

平成 15 年 4 月から、国では新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 か年計画」がスタートしました。特に、サービスの再構築として、施設等から地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設の在り方の見直しとして、入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

◆ 障害者基本法の改正

平成 16 年 6 月には、障害者基本法が改正され、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止が明記されました。

◆ 発達障害者支援法の制定

発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進のために、発達障害者支援法が平成 16 年 12 月に制定され、平成 17 年 4 月から施行されました。この法律では、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定められました。

◆ 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

精神障がい者の雇用対策の強化などを柱とした改正障害者雇用促進法が平成 17 年 7 月に制定され、平成 18 年 4 月から施行されました（一部は平成 18 年 10 月施行）。改正法では、身体障がい者・知的障がい者のみとしていた法定雇用率の算定対象に、新たに精神障がい者を加えることが出来るとしました。

◆ 特殊教育から特別支援教育へ

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により、障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）＊・注意欠陥多動性障害（ADHD）＊・高機能自閉症＊等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育＊」への転換が行われました。

◆障害者自立支援法の制定

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまでの障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、新たな共通の制度の下で一元的に提供するしくみを創設することを目指した障害者自立支援法が平成17年10月に制定され、平成18年4月から施行されました。（一部は平成18年10月施行）。

障害者自立支援法のポイント

- 1 障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設・事業を再編
- 2 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- 3 サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- 4 就労支援を抜本的に強化
- 5 支給決定のしくみを透明化、明確化

◆障害者自立支援法施行令の改正

障害者自立支援法の制定後、障がい者福祉制度に関しては、利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくることとしていますが、応能負担への第一歩として、平成22年4月から低所得（市町村民税非課税）の障がい者等に対し、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとなりました。

◆障害者自立支援法の改正

平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）により、障害者自立支援法が改正され、平成23年10月から、グループホーム・ケアホームの利用助成（家賃助成）及び視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）が実施されることとなりました。

また、平成24年4月施行分として、相談支援施策の充実、障がい児支援施策の強化策等が盛り込まれています。

◆障害者虐待防止法の制定

平成23年6月に、障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律が公布され（平成24年10月施行）、障がい者に対する虐待の防止、国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等が定められました。

◆障害者自立支援法の見直し

(題改：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）)

新たな障害保健施策を講ずるものとして、平成24年6月20日、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律に関する法律」が制定され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するように、総合的かつ計画的に行われることを法律の理念として新たに掲げられました。

障害者総合支援法のポイント

1 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

2 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

3 障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象者拡大

②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③地域移行支援の対象拡大

④地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深める研修や啓発を行う事業、意志疎通支援を行う者を養成する事業等）

4 サービス基盤の計画的整備に関する内容

◆障害者優先調達推進法の施行

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成24年6月に成立し、国や地方公共団体等は物品や役務の調達にあたって、障がい者就労施設等から優先的に調達するよう努めるとともに、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を定めた調達方針を作成し、当該年度の終了後、物品等の調達実績を公表することとなりました。

◆障害者差別解消法の施行及び改正

全ての国民が、障がいの有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。（平成28年4月1日施行）

これは、障害者基本法第4条に規定された「差別の禁止」をより具体的に規定し、不当な差別の取扱いの禁止や合理的配慮※の提供の義務付け（民間事業者は努力義務）などが定められました。

また、令和3年に障害者差別解消法が改正され、民間事業者に対しても障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成 30 年 4 月を施行日として、雇用分野における障がいのある従業員や職員に対する「差別の禁止」について、同様に具体的な措置等が定めされました。

また、障がい者の雇用に関する状況等から、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えることとなりました。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正

平成 28 年 5 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うための所要の改正が行われました。

◆発達障害者支援法の改正

平成 28 年 6 月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が公布され、同年 8 月を施行日として、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関の相互連携による発達障害者への「切れ目のない」支援の実施のほか、当事者の家族等への支援や地域における支援体制の構築等、共生社会の実現に向けた措置等が定めされました。

◆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正

平成 29 年に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正が公布され、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能の強化を図ることとされました。

◆障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布、令和 3 年度に施行されることとなり、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することとされました。

◆視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が制定され、視覚障がい者等の読書環境の整備推進や図書館利用に係る体制整備等、総合的な整備を進めるための施策が示されました。

◆成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

令和元年に、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、権利の制限に係る措置の適正化を図るための措置を講ずることが定められました。

◆障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行

令和4年に「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が公布され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る総合的な施策を推進し、共生社会の実現に資するための施策が示されました。

◆障害者著作権アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の制定

令和4年に、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため、「障害者著作権アクセシビリティ・コミュニケーション*推進法」が制定・施行されました。

学習障害（LD）* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたします。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

日常生活に著しく支障をきたすほど多動、注意集中困難、注意転動（気が散る）、衝動的に行動する等が目立ちます。さまざまな情報をまとめることが困難であることが全ての場合共通します。

高機能自閉症* 【文部科学省HP「主な発達障害の定義」より】

高機能自閉症は、3歳ぐらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

特別支援教育*

平成15年3月に文部科学省の協力会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を、さらに充実していくこととなっています。

合理的配慮*

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、負担になりすぎない範囲で、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といいます。

アクセシビリティ・コミュニケーション*

年齢や障がいの有無等に関係なく、だれもが必要とする情報に簡単にたどりつくことができ、また、利用できること。

第2章 三朝町の障がい児・者を取り巻く現状

障がい児・者数の推移

(1) 障害者手帳所持者数

令和5年4月1日現在における三朝町の人口は5,924人で、障害者手帳所持者数は428人と、総人口の7.22%となっています。

手帳所持者数

区分	18歳未満	18~65歳未満	65歳以上	合計
人口(人)	781	2,749	2,394	5,924
手帳所持者(人)	11	150	267	428
割合(%)	1.4	5.5	11.2	7.2

(2) 障がいの種類

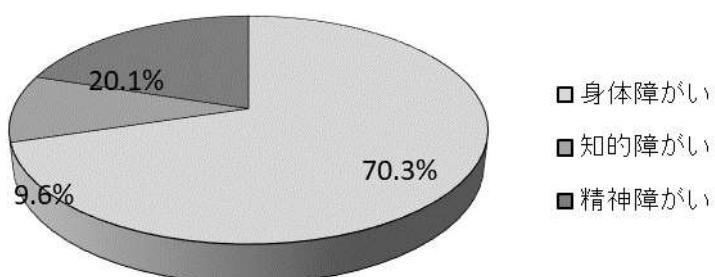
令和5年度の障害者手帳所持者数は428人となり、令和3年度時点に比べ横ばいとなっています。この所持者数のうち、身体障がいのある人は301人、知的障がいのある人は41人、精神障がいのある人は86人となっており、身体障がいのある人が70%以上を占めています。

また、近年、精神障がいのある人が増えています。

(4月1日現在の人数)

手帳の種類	令和3年	令和4年	令和5年
身体	315	308	301(70.3%)
療育	38	38	41(9.6%)
精神	77	87	86(20.1%)
計	430	433	428

手帳所持者種別割合



(3) 身体障がいのある人の状況

身体障がい者とは

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障がいがあり、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者と定義されています。

①種類別

身体障がいを種類別に見ると、肢体不自由（143人）が最も多く、続いて心臓機能障害（80人）となっています。

（各年4月1日現在）

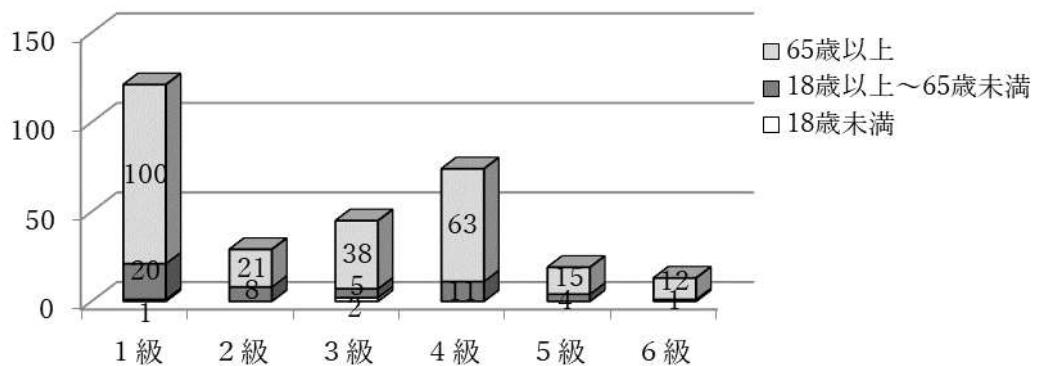
区分	肢 体 不自由	心 臓	視 覚	聴 覚 平 衡	じん臓等 内部障がい	音 声 言 語	合 計
令和元年	174	75	27	13	33	4	326
令和2年	166	75	27	12	36	4	320
令和3年	160	77	27	13	35	3	315
令和4年	148	76	30	14	36	4	308
令和5年	143	80	30	13	38	6	310

※重複障がいの方があるため、手帳所持者数と不整合となっています。

②等級別

身体障がいのある人を等級別に見てみると、令和5年4月1日現在、1級の方が120人、2級の方が29人と重度障がいの方が149人。全体の48.1%を占めています。また、年齢別に見てみると、65歳以上が総数の82.7%を占めています。

身体障害者手帳等級図



(4) 知的障がいのある人の状況

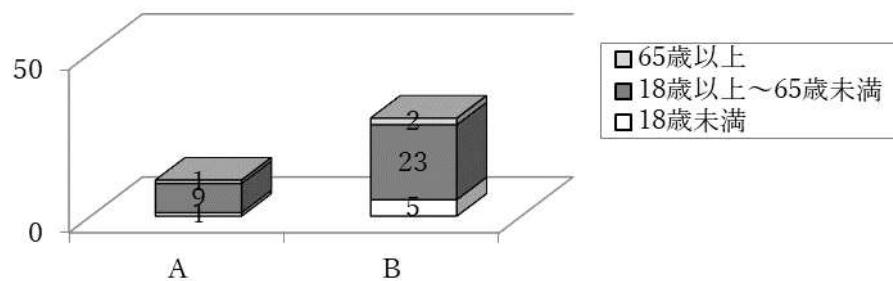
知的障がい者とは

知的障がい者の定義は、法律にはありません。

基本的には、適応行動における障がいを伴う状態（日常生活や社会的な適応行動に障がいがあり、援助を必要とする状態）で、それが発達期までに現われたもので、概ね知能指数（IQ）が75までの者とされています。

知的障がいがある人の状況は、令和5年4月1日現在、A（重度）が11人、B（中軽度）が30人の合計41人となっています。近年では、新規申請・交付されるケースは少ない状況となっています。

療育手帳等級図



(5) 精神障がいのある人の状況

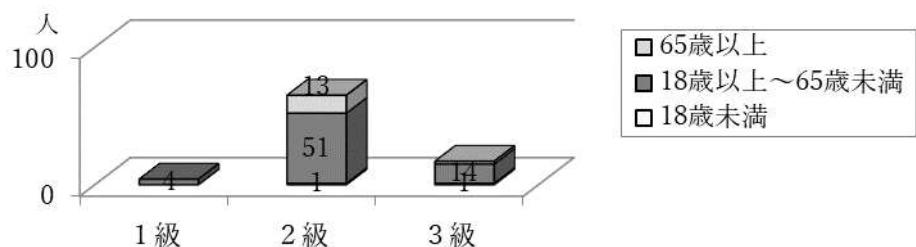
精神障がい者とは

統合失調症、そうちうつ病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義されています。近年では、発達障がいも精神障がいと分類されています。

①程度別

精神障がいのある人の状況は、令和5年4月1日現在、1級：4人、2級：65人、3級：17人の総計86人（未更新含まず）となっています。

精神保健福祉手帳等級図

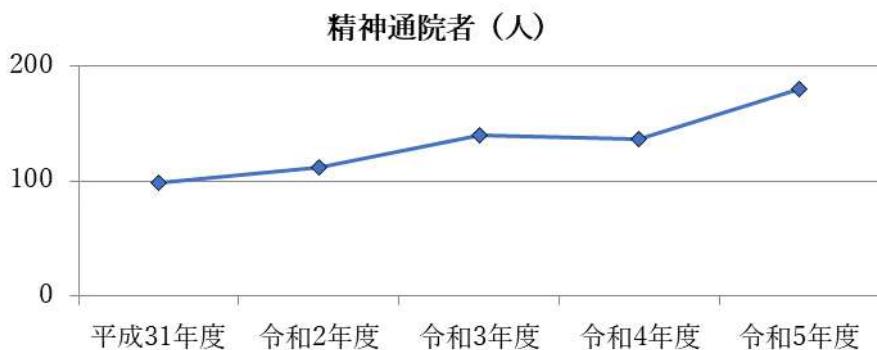


②自立支援医療（精神通院医療）

精神通院の公費負担対象者は、令和5年4月1日現在で180人（うち手帳所持者59人）となっており、近年、増加しています。

（各年4月1日現在）

区分	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神通院者（人）	99	112	140	136	180



(6) 障がい児の教育環境

①町内小中学校への就学状況

児童数、生徒数とも減少傾向となっていますが、特別支援学級の児童数は横ばい、生徒数は増加傾向にあり、支援が必要な児童及び生徒の割合が増えています。

◆小学校への児童の就学状況

[単位：人]

項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内の児童数	307	295	293	286	284
町立小学校 (通常学級)	281	268	264	257	258
町立小学校 (特別支援学級)	25	26	27	27	24
特別支援学校	1	1	2	2	2
その他	-	-	-	-	-

◆中学校への生徒の就学状況

[単位：人]

項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内の生徒数	187	173	169	164	159
町立中学校 (通常学級)	176	160	154	145	142
町立中学校 (特別支援学級)	7	9	13	18	15
特別支援学校	4	4	2	1	2
その他	-	-	-	-	-

②町内小中学校の特別支援学級、通級による指導の状況

令和5年度に小学校へ就学した町内の児童数は46人、中学校へ就学した町内の生徒数は48人となっています。

令和5年4月1日現在の町内小学校の特別支援学級の児童数は24人で、町内小学校の児童数の8.5%、通級による指導を受けている児童数は10人で町内小学校の児童数の3.5%となっています。

令和5年4月1日現在の町内中学校の特別支援学級の生徒数は15人で、町内中学校の生徒数の9.6%、通級による指導を受けている生徒数は4人で町内中学校の生徒数の2.5%となっています。

◆町内小学校の特別支援学級、通級の各学年別児童数 (令和5年4月1日現在)

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
通常学級	44	44	41	36	40	43	248
特別支援学級	2	3	9	3	4	3	24
通級による指導	0	2	2	3	3	-	10

◆町内中学校の特別支援学級、通級の各学年別生徒数 (令和5年4月1日現在)

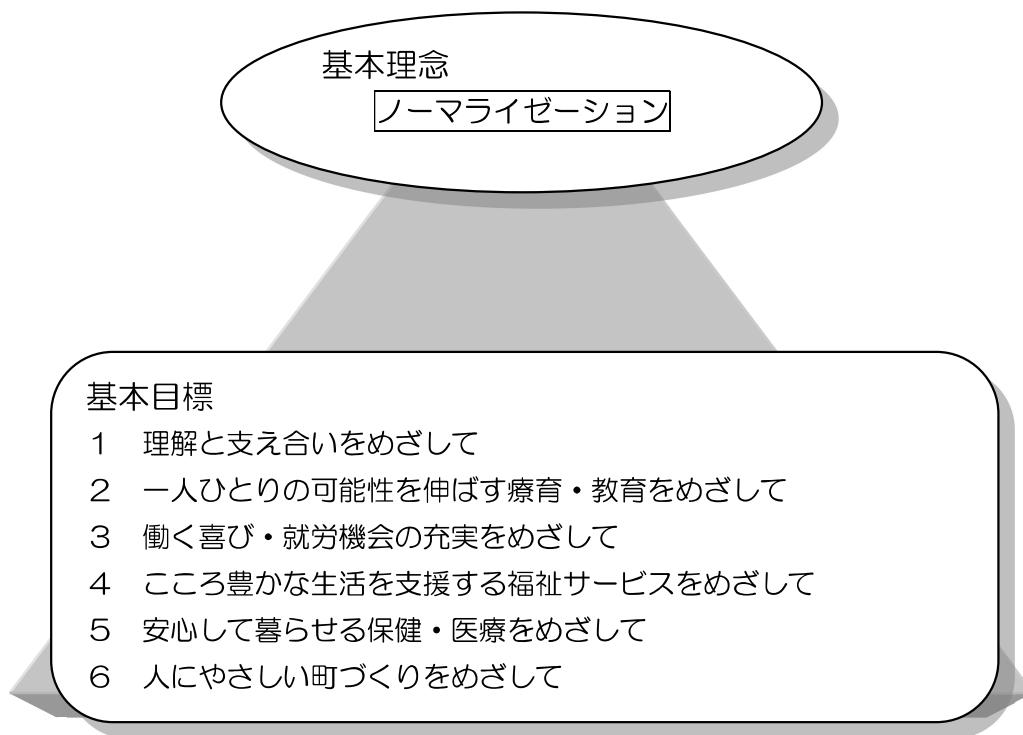
項目	1年	2年	3年	合計
通常学級	41	41	56	138
特別支援学級	5	7	3	15
通級による指導	2	2	0	4

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念と基本目標

本計画では、障がいのある人も障がいのない人も共に社会で生活し、お互いが助け合う地域共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」を基本理念とします。

また、住み慣れた町や地域の中で障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる、住みよい町を目指します。



2. 施策展開の基本的な視点

施策の展開にあたっては、鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～の基本理念と、三朝町障がい者計画の理念を基に、次の4つの基本的視点を持って取り組みます。

- ① 自己決定と自己選択の尊重
- ② 施設入所・入院から地域生活への移行促進
- ③ 就労支援の強化
- ④ 障がいの多様化への対応

3. 障がい者（障がいのある人）の定義

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法第 2 条第 1 項において、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁＊により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者（障がいのある人）の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

社会的障壁＊

障害者基本法第 2 条第 2 項において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。